

〈抜粋〉 「疑義解釈資料の送付について（その1）」

（令和8年3月23日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

医科診療報酬点数表関係

【外来データ提出加算及び充実管理加算】

問5 外来データ提出加算（地域包括診療加算及び地域包括診療料）を新たに算定する場合、具体的にどのような手続きを行う必要があるか。

（答）令和8年11月20日までに様式7の10の届出を行い、試行データ提出の実績が認められた保険医療機関として厚生労働省保険局医療課より事務連絡があった保険医療機関であって、令和9年4月1日までに様式7の11の届出を行った保険医療機関においては、同月から算定が可能となる。詳細は、厚生労働省保険局医療課より発出される事務連絡を参照されたい。

〈抜粋〉 「令和8年度における外来データ提出加算等の取扱いについて」

（令和8年4月30日事務連絡）

2. 充実管理加算を届け出ている保険医療機関における外来データ提出加算の届出について

既に「B001-3」生活習慣病管理料（I）及び「B001-3-3」生活習慣病管理料（II）の注4に規定する充実管理加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関において、新たに外来データ提出加算（地域包括診療加算及び地域包括診療料）の施設基準の届出を行う場合は、あらためて様式7の10の届出を行う必要がある。

また、当該届出を行った場合は、当該届出が地方厚生（支）局に受理された月の属する四半期分（ただし、令和8年9月30日までに当該届出が受理された場合は、同年10月～12月分）（※）の充実管理加算に係る本データをもって外来データ提出加算に係る試行データとみなすため、当該本データについては、充実管理加算の対象患者に加え、外来データ提出加算の対象患者も含めて作成する必要があるので十分に注意すること。

なお、この事務連絡の発出に伴い、「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和8年3月23日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添1の問4は廃止する。

※ 令和8年9月30日までに当該届出が受理された場合におけるデータ提出事務連絡は、令和9年3月下旬を目処に発出予定である。